

# 令和8年度 山形市立第十中学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめはいつでも・どこでも・誰にでも起こり得る問題であること、さらに、どの生徒も被害者にも加害者にも成り得るものであることを認識し、生徒のかけがえのない生命を守るために、保護者、地域、山形市教育委員会、必要に応じて、その他関係機関との連携強化に努める。地域社会全体でいじめの問題に対峙するとともに、教職員が一丸となって、いじめの問題の早期発見、早期対応、組織的・継続的対応に全力で取り組み、生徒の小さな変容や事象の変化をも見過ごさない丁寧な生徒指導を推進することで、いじめの未然防止、並びに解消を図るものとする。

## 2 いじめの定義

「いじめ」を、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する（※いじめ防止対策推進法第2条より）。

### 具体的ないじめの態様

- (1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (3) 軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (5) 金品をたかられる
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（※文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

## 3 いじめ防止のための取組み

### (1) 未然防止の取組み

・本校教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

### (2) いじめ防止対策委員会（いじめ防止等の対策のための組織）の設置

校内関係者：○校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、教育相談主任  
養護教諭、教育相談員

校外関係者：スクールカウンセラー（県SC）等

※○印は委員長とする ※校外関係者は必要に応じて会議等に参加する

※緊急対応会議の構成員は、上記校内関係者に学級担任、該当学年担当者、その他関係者を加える

### (3) 家庭・地域との連携

## 4 早期発見の取組み

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての関係者が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、日頃からの生徒の見守りや信頼関係づくりに努め、生徒の小さな変容や事象の変化を見逃さないように心がけるとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換、情報共有を行い、いじめを積極的に認知するよう努めていく。

- (1) 生徒の小さな変容や事象の変化を見逃さないための対応
- (2) 相談窓口などの組織体制の充実
- (3) 家庭・地域との連携

## 5 いじめ対応の基本的な流れ（早期対応、組織的・継続的対応）

気になる情報のキャッチと素早い報告・相談

→ 緊急対応会議（1）の開催 → 事実確認の実施 → 緊急対応会議（2）の開催

→ いじめ解決への指導・支援と人間関係の回復 → 緊急対応会議（3）の開催

→ 緊急対応会議（最終）の開催

## 6 インターネットによるいじめへの対応

インターネットのSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や携帯電話のメールを利用したいじめ等については、校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者を対象にした情報モラル研修会を計画したり学年・学級懇談会等で情報を提供したりするなどして理解を求めていく。

## 7 重大事態への対処

いじめにより、重大事態が生じた疑いがあると認められる場合、第三者による調査組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する。

## 8 学校における点検・評価

- (1) 学校評価を通して
- (2) 校内におけるいじめの防止等に対するPDCAサイクル